

滋賀県DX協創パートナー規約

(目的)

第1条 本規約は、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を強力に推進するため、民間企業等と連携したDX推進の体制として、「滋賀県DX官民協創サロン」を開設し、県、県内市町および事業者（以下「県等」という。）のDX推進に向けた積極的な取組に対して、技術的な支援およびコンサルティング等による支援が可能な企業、団体および個人等（以下「企業等」という。）の登録に関し、必要な事項を定める。

(登録された企業等の呼称)

第2条 本規約により登録された企業等の呼称は、滋賀県DX協創パートナー（以下「パートナー」という。）とする。

(登録要件)

第3条 パートナーへの登録は、滋賀県DX推進戦略の趣旨に沿ったICT関連事業を行っている者かつ本規約に基づく支援活動の実施にあたり関係する法令等を遵守する者のうち、次のいずれにも該当しない者を対象とする。

- (1) 政治団体に該当しない者
- (2) 宗教法人に該当しない者
- (3) 暴力団または反社会的勢力に該当しない者
- (4) その他本県がパートナーとして登録することが不適當であると認める者

(事務局)

第4条 パートナーの募集、選定、登録は、滋賀県DX官民協創サロン設置運営要領第3条第1項に基づき、滋賀県DX官民協創サロン運営協議会(以下「運営協議会」という。)が担い、事務局業務については、同条第5項に基づき、滋賀県総合企画部DX推進課が担う。

(役割)

第5条 パートナーは、DXに取り組む県等の求めに応じ、支援を行う。

(費用)

第6条 前条の支援にかかる費用負担については、県等とパートナーによる協議のうえ、決定する。

(登録手続)

第7条 パートナーの登録を受けようとする企業等は、専用のウェブページで申込みフォームから、別表に掲げる項目を入力の上、登録の申請を行う。

2 前項の申請にあたり、パートナーの登録を受けようとする企業等は、虚偽の申請および虚偽の誓約を行ってはならない。

(登録処理)

第8条 運営協議会は、前条により登録の申請があった企業等について、本規約の要件を満たしていることを確認した場合は、パートナーへの登録を認め、専用のウェブページに企業等に関する事および取組可能な支援内容（以下「支援内容」という。）等の必要な情報を掲載する。

2 運営協議会は、DXに取り組む県等から支援の相談があった際には、その相談内容に対応可能なパートナーを紹介する。

(禁止行為および登録の取消し)

第9条 パートナーは、滋賀県DX官民協創サロンを利用して以下の行為を行わないものとする。

- (1) 自らの事業において、自らがパートナーであることを利用した営業行為や宣伝行為
- (2) 滋賀県DX官民協創サロンを通じて支援を行った者および第三者の権利・利益を侵害する行為
- (3) 本規約、公序良俗、法令もしくは刑罰法規に違反し、または事務局が不適切と判断する行為

2 パートナーが本規約に違反した場合またはその疑いがある場合は、パートナーの登録を取り消すことがある。

(登録の変更)

第10条 パートナーは、実施する支援内容を変更または廃止する場合は、運営協議会に対して申請を行う。

(登録終期)

第11条 パートナーの役割は、滋賀県DX官民協創サロンの運営終了に合わせて終了する。

(報告および協力)

第12条 運営協議会は、必要があると認めたときは、支援の結果について報告を求めることができる。

2 パートナーは、運営協議会から支援の状況や実績等に係る広報活動等の協力依頼を受けた場合は、可能な範囲で協力する。

(事故、苦情等の処理)

第13条 パートナーは、その責めに帰すべき事由により、DXに取り組む県等への支援業務の過程において、県等および第三者に、苦情等が発生した場合または損害を与えた場合は、パートナーの自己の責任において対応し、解決する。

(規約等の改訂)

第14条 本規約は、今後必要に応じて、事前の通知なく改訂する場合がある。

2 改訂後の規約は、専用のウェブページ等で閲覧可能となった時点から有効となるものとする。

付則

この規約は、令和3年5月31日から施行する。

付則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

【別表】 パートナー登録に関する申請事項（第 8 条関連）

1. パートナーの登録を受けようとする企業等に関すること

- 申請者名（法人の場合は法人名、団体・個人の場合は代表者名）
- （団体の場合）団体名
- 法人の場合は法人番号、それ以外の場合は代表者の「滋賀県 DX 協創パートナー登録申請に係る、滋賀県税に関する誓約書 兼調査に関する同意書」または都道府県税の納税証明書
- 申請者の事業所の住所
- 担当者の役職、氏名
- 担当者の連絡先（電話番号、メールアドレス）
- 申請者のウェブサイト（任意）
- 事業概要

2. 支援に関すること（複数の支援内容について記入できる）

- 支援内容
- 支援内容に関する資料（任意）

3. その他

- 滋賀県 DX パートナー規約に対する誓約
- 滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとる誓約
- 個人情報の取扱いに関する同意